

IASBが関係者と共に残された問題を棚卸 SECによる最終IFRS報告書の影響 IFRS 4 フェーズII アップデート

IASB・FASB合同会議 – July 2012

Francesco Nagari

2012年7月25日



目次

- 今月の合同会議での暫定決定事項および教育セッションのハイライト
- スタッフ提案と審議会の議論の詳細分析
- 今後の日程と次のステップのアップデート

合同会議のハイライト

- IASBは、6月25日と26日にロンドンで保険ワーキンググループを開催した。
- IASBスタッフは、7月3日に「保険契約」の定義と保険契約の基準が対象とする範囲、保険料配分アプローチおよび非保険要素についての3種類のスタッフ・ペーパーを公表した。
- SECは、7月13日にSECスタッフによる最終報告書「米国証券発行者の財務報告制度へのIFRSの組込みに関する検討のためのワークプラン」を公表した。
－IASB議長は、当報告書に対するコメントの中で「コンバージェンスの時代が終わりに近づいている」と述べた。
- 7月16日から20日の両審議会の活動において、保険契約についての合同会議は開催されなかった。
- IASBは、7月19日に連結範囲からの免除規定を保険投資ファンドにまで拡大しないことを暫定決定した。

保険ワーキンググループ会議（6月25日-26日）

関係者からのフィードバックを含む

背景

- 会議は、メンバーと代理出席者21名、公式オブザーバー4名、IASB理事10名およびFASB理事1名で開催された。
- 議題は次の3つの主要な領域に焦点を当てていた。
 1. これまでの進捗についての議論
 2. 保険料配分アプローチ(PAA)、その他の包括利益(OCI)の使用による解決策、アンバンドリングおよび新基準の適用範囲についての暫定決定事項に対するフィードバックコメントの収集
 3. 残る論点（見積りの変更に対する残余マージンの調整、ボリューム/収益の表示のための「既経過保険料」の使用および移行時貸借対照表）についての意見聴取

保険ワーキンググループ会議（6月25日-26日）

関係者からのフィードバックを含む(続き)

これまでの進捗と具体的なフィードバック

- この保険契約プロジェクトにおいて両親議会がコンバージェンスを達成できないであろう兆候に全体的に失望が表明された。
- デロイトの依頼によるエコノミスト・インテリジェンス・ユニットの調査結果が7月16日に公表された。これは200を超える保険会社の財務・経理担当役員のインタビューにもとづくものであるが、そのなかでは一つのグローバル・スタンダードが要望されていることが確認された。
- PAAへの暫定決定は歓迎された
- OCIの使用による解決策に関しては、両審議会が関係者の意見に耳を傾ける意欲を示したことが歓迎された
- 資産と負債の対称性が欠如していることとFVOCIの適用を負債性金融商品に限定されていることに懸念が示された。
- アンバンドリングについての暫定決定は歓迎されたが、表示のための投資要素の分解については明瞭性の欠如への懸念が示された。
- 範囲についての暫定決定については歓迎された

保険ワーキンググループ会議（6月25日-26日）

関係者からのフィードバックを含む(続き)

残る議論未了の論点に対する意見聴取

- 見積りの変更に対して残余マーヅンをアンロックすることを、全員が支持した。
- IWGメンバーの多くが、リスク調整の変動と割引率の変更に伴う負債の変動についてもその適用の対象とすることを嘆願した。
- 「売り上げ」に相当するボリューム情報が必要であることが同意された。
- 「既経過保険料」はそれを提供するコストが便益を上回るであろうことへの懸念が示された。
- 討議からは一致した見解は得られなかった。
- マーヅン・アプローチは有用であり、「売り上げ」情報がどのような結論になろうとも保持されるべきことが言及された。
- 移行時の残余マーヅン残高の計上が総意として求められた
- 完全な遡及的修正再表示について同意された以外に意見が一致した提案は出現しなかった。

新たに公表されたスタッフペーパーとコメントを行う機会

7月3日に公表されたスタッフペーパー

- 3つの新たなスタッフペーパーが公表された。
 1. 保険契約の定義と保険契約基準の範囲に関するフィードバック
 2. 保険料配分アプローチの決定事項に関するフィードバック
 3. 非保険要素に関するフィードバック
- それぞれのペーパーは以下の3つのコラムから構成される。
 - 公開草案においてなされた提案
 - コメント提出者のコメント
 - 我々の返答(IASBスタッフ)
- IASBの理事はそれらのペーパーをレビューしていないし、承認もしていない。
- IWGにおいて、IASBスタッフは上記の3つの論点と保険負債におけるOCIの使用を含むすべての「Reporting Back」ペーパーに対してコメントを歓迎する旨を述べた。
- デロイトグローバルのIFRS保険部門のリーダーは以前のペーパーに対してコメントしており、今回の新しいペーパーに関してもコメントをする予定である。

米国内での証券発行体へのIFRSの採用に関するSEC最終レポート

今後のSEC方針に関する提案はなされなかった

- このレポートは、2010年2月のSECワークプランに関するSECスタッフの最終活動報告である。
- ワークプランの目的は、アメリカの財務報告システムにIFRSを組み込むかどうか、いつ組み込むか、どのように組み込むかに関してSECにとって目的適合的な特定の領域および要素について検討することであった。
- 最終レポートにおいて、未開発の領域(例えば保険)をカバーするためにIFRSが解消する必要があるギャップは米国基準よりも大きいことが言及された。
- 最終レポートにおいて、実務の多様性を減少させるほど適時にはIFRSの解釈指針が示されていないことが言及された。
- 最終レポートは、以下の多くの制度上の領域についてもカバーしている。
 - IASBと各国基準設定者の関係がまだ公式化されていない。
 - IFRSに関するグローバルな施行システムの欠如。
 - IASBのガバナンスは独立しているが、アメリカの承認システムが必要かもしれない。
 - IASBへの資金提供者が一部に集中している。
 - 投資家への統一的な教育がまだ適用されていない。

米国内での証券発行体へのIFRSの採用に関するSEC最終レポート 将来のSECの方針に関して提案はなされなかった(続き)

- 最も興味深いのは、スタッフの最終レポートに何が記載されているかではなく、むしろそこに記載されていないことである。
- スタッフの最終レポートではIFRSに係る委員会の次のステップについて、スタッフの提案だけでなく、方向感すら提供されていない。
- 最終レポートにおいて、ワークプランでは「IFRSへの移行が米国市場全般、特に米国の投資家にとって最善であるか否かという、根源的な課題に対する答えを出すものではなかった。」と説明されている。
- ワークプランは今完成したが、スタッフの最終レポートでは次のことを認めている。
「米国の発行体の財政報告体系へのIFRSの組み込みについてのSECの決定を行う前に、最初の方針の課題について追加的な分析と検討が必要である。」
- IFRS財団の議長であるミッシェル・プラダは、次のようにコメントした。
「米国におけるIFRSの組込に関する方法および時期を決定することはSECの権利であると認識している一方で、スタッフの報告書においてSECのアクション・プランが提案されなかったことを我々は残念に思っている。グローバルな会計基準を求めるG20の繰り返しの要請に基づくコンバージェンス・プログラムを達成するのであれば、明確なアクション・プランの提示が求められる。」

7月19日のIASB単独ミーティング

保険投資ファンドの連結に関する決定事項

- 特定の状況のもとでの連結を制限する投資企業プロジェクトの中で、IASBは保険投資ファンドの取り扱いについて検討した。
- 保険投資ファンドとは通常、保険契約者への支払い義務をまかなうために生命保険会社により保持される資産のことである。
- 保険者の何社かがそれらのファンドを連結から免除し、ファンドに対する持分を公正価値で貸借対照表上の1行に表示することを求めたことをIASBスタッフは言及した。
- IASBスタッフはこの修正を拒否することを提案した。なぜならこの修正は投資企業プロジェクトの範囲外であるとともに、この修正は再公開草案の公表が必要となるので、可能な限り短期であるように設定されたこのプロジェクトのスケジュールを延長せざるを得なくなるからである。
- 数名の理事から保険者の主張への共感が述べられたものの、保険者の保険投資ファンドに関して連結の免除規定の拡大を行わないスタッフ提案に対してIASBは暫定的に同意した。

次のステップと今後の日程

- 次の合同会議は9月である。
- FASB単独の会議は8月を通じて行われるであろう。
- 主要な論点でまだ審議されていないもの:
 - 残余マージンのアンロックー計算手法と会計単位の最終化
 - 包括利益計算書における保険料の表示ー既存の選択肢からの選択
 - 経過措置と発効日
- デロイトは両審議会のデュープロセス文書の公表については、2012年第4四半期末になると予想している。ーこのことはIWG会議で確認された。
 - 次のIASBのデュー・プロセス文書の位置づけについての決定が待たれる。ー公開草案のレビュー・ドラフト
- 最終基準は2013年末までに公表されるだろう。
- デロイトは、強制適用日が2016年1月1日よりも早くなることはなく、金融商品基準(IFRS9)の強制適用日と合わされるであろうと予想している。

コンタクトの詳細

Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+44 20 7303 8375

fnagari@deloitte.co.uk

Link to **Deloitte IFRS Insurance materials:**

<https://www.iasplus.com/deloitte/en/projects/project47>

Insurance Centre of Excellence:

insurancecentreofexc@deloitte.co.uk

